

岡山県

# せいきょう連 ニュース

岡山県生活協同組合連合会 TEL: 086-221-4301

ホームページ <http://kenren.jccu.coop/okayama>

## 「生協法」が改正されました

2007年5月、消費生活協同組合法(以下 生協法)の改正案が通常国会で可決成立し、1948年の制定以来の本格的な改正となりました。

国会での審議では、食の安全、環境、災害時の支援、福祉など、これまでの生協の活動を高く評価し、今後もいっそう、役割発揮を期待する発言がたくさん出されました。

改正生協法は、これから生協の活動を支える制度的な基盤となります。それぞれの生協が、新しい生協法のもとで、活動や運営のしくみをどう組み立てていくか、定款・規約の改正などを含めて整備が必要になっています。

### 改正の背景



生協は、生協法に基づく法人です。戦後まもなく制定されたこの法律には、その後の経済や社会の変化(生活圏の拡大、モータリゼーションの進展、都市の広域化など)に十分に対応ができないなど、さまざまな問題点が指摘されていました。

生協は、非営利目的の組合員の相互扶助組織的一面と、経済事業主体という面も併せもっており、生協事業の拡大と複雑化、運営の規律の強化などの面からも生協法の改正が求められてきましたといえます。

### ●何がかわる? ◆何が必要になる?

#### 「県域規制」が緩和、生活圏の実態にそった活動が可能に

- 生協の活動範囲(区域)は定款で定めるが、「購買事業のため必要な場合」には、本部のある県の隣の県まで広げることができる。
- 生協の活動範囲を広げることにより、県境の向こうに住んでいる方も組合員になって店を利用できる。
- ◆生協の活動範囲をどのように設定するかは、地域の状況に合わせて各生協が自主的に判断・決定することが必要。  
※区域の変更は行政庁の認可が必要。

#### 共済事業を安心して利用できるよう規定が整備・充実

- 重要事項説明、クーリング・オフなど共済に加入するときのルールや最低出資金の額、準備金の基準など経営の健全性に関するルールが充実。
- 組合員のニーズに応えた共済の制度改定を機動的に行うことが可能になるなど、規制緩和が図られた。
- ◆これらのルールを遵守するよう日常的な仕事の体制を組み立てることが必要。

#### その他

- 医療・福祉事業が明記され、他の事業との区分経理や割戻しの禁止が定められた。
- 職域生協では、退職者が職場の付近に住んでいなくても組合員資格が認められた。
- 大学生協では、学生の組合員資格が法律に明記された。
- 貸付事業が明記され、純資産額規制など資金業法と横並びの規制が導入された。

#### 「員外利用規制」が緩和、地域のニーズに広く応えられる

- 組合員以外に事業を提供できるケースが法令により具体的に定められた。(災害時の緊急物資、医療・福祉事業等)  
※ケースにより行政庁の許可が必要。
- これにより、地域の期待に応え、必要な場合、生協の組合員以外による利用も一定の範囲で可能となる。
- ◆どのような場合に員外利用を可能とするかは、各生協が自主的に判断することが必要。

※行政庁の許可が必要な場合もある。

#### 総(代)会・理事会など生協の運営についてのルール整備

- 機関運営の規定が見直され、理事会の権限を強化・明確化し機動的な事業運営を可能とする一方、監事の権限と独立性を強化するなど、バランスのとれた運営が可能。
- 組合員の直接請求権や開示制度の拡充、組合員以外の役員枠の拡大などにより、組合員・監事・外部からのチェックを強化。

この項のつづきは8ページをご覧ください。

## ・・岡山県生協連が参加する最近の行事から・・

### ●児島湖流域清掃大作戦(岡山県主催)に参加しました

9月2日(日)午前、地域や各種団体から多くの人たちが参加して、児島湖及び流域河川を中心に環境保全清掃大作戦が行われました。

県内の会員生協からも、おかやまコープの職員や三井造船生協の家庭会環境委員など70名が参加し、川床の汚泥の除去、沿道の雑草の刈り取り、空き缶・プラスチック類などのゴミを回収しました。



写真は三井造船生協提供 ↑

### ●第23回中四国生協・行政合同会議が9月6日(木)松江東急インで開催

「安心して暮らせる社会づくりのために一生協の社会的役割ー」をテーマに、厚生労働省、9県の行政担当者、生協関係者合わせて68名が参加して行されました。

厚労省、日本生協連から挨拶と報告があり、その後、各県行政から生協への意見・期待と要望事項について報告がありました。



岡山県からは、「新おかやま夢づくりプラン」がスタートしたこと、多重債務問題について本年度も力を入れて取り組んでいること、無料法律相談を実施していることなどが報告されました。

また、特別報告として、厚生労働省・社会援護局地域福祉課の金子雄一郎氏より「改正生協法について」講演がありました。

次回開催予定地は松山市であることが確認されて終了しました。

### 第3回理事会 報告 開催日時 2007年10月12日(金)

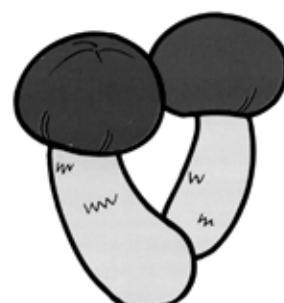
#### 〈報告事項〉

- ① 前回理事会以降の取組み
  - ② 9月度収支決算報告
  - ③ 2007年度県生協連会費 確定値
- 〈中間監査結果について監事会の報告〉

#### 〈協議事項〉

- ① 他生協訪問研修の件
- ② 岡山県への「要望書」提出の件 10/16 提出
- ③ 県議会議員との懇談会等の取り組みについて  
実施日時 07年12月6日 15時～の方向で調整
- ④ 県連・単協役員研修交流会開催の件  
開催日時 08年1月9日(水)13時30分～ オルガホール 講演二題

以上の報告事項、協議事項について承認した。



# ・・岡山県消団連の最近の取り組み・行事から・・

## ●原油高騰で県に「要請書」を提出

岡山県消団連は、昨今のガソリン、家畜飼料をはじめとする食品や日用品の値上がりが生産者や事業者の経営、消費者の暮らしに影響しあげていることから、去る10月10日、岡山県に対して以下の三項目について検討していただくよう要請を行いました。

### 要請項目

1. 岡山県内で、原油価格や穀物飼料価格の高騰の影響が事業団体(企業)や生産者の経営、消費者のくらしにどのように現れているか早急に実態調査を行ってください。
2. 国に対して①備蓄原油の緊急放出 ②生活基礎物資の値上げにならないための抑制措置 ③便乗値上げに対する監視を強めることを要請してください。
3. 低金利融資制度など支援措置をとり、それらの仕組みが関係業者にとって活用しやすく、有効に機能するよう最大の努力を図ってください。

カソリン、家畜飼料をはじめ、食料や日用品の値上がりが生産者や事業者の経営、暮らしに影響しあげています。値上がりの原因は、原油価格や穀物相場の高騰、平成19年10月10日  
上昇の財政発展に伴う需給の過剰などとされていますが、県内における影響がどのように現われているか実状調査の上、必要な可能な施策を講じていただきますようご検討ください。

岡山県  
知事 石井 正弘 様

要 請 書

岡山県消費者団体連絡協議会  
代表幹事 安瀬 啓  
同 田原 昭  
同 佐藤 現次  
同 田嶋 幸夫  
同 伊藤 雅子  
同 木村 伸一  
同 佐藤 幸夫

## ●第21回岡山県消費者大会が10月26日(金)に開催されました

「年金問題」の高い関心もあって、参加者は15団体230名を超みました。

今回は、「権利としての年金」～年金記録問題の解決とこれからの年金制度を考える～と題して、杉崎 伊津子さん(年金講師)にお話をいただきました。

杉崎さんは、元社会保険事務所職員の立場から、今日の「年金」についての「記録」や「制度」の問題点、憲法に明記されている国民の生活保障に年金の果たす役割は大きいこと、今日の年金問題をチャンスとして、これからの制度充実を図っていきましょうと呼びかけられました。

寄せられたアンケートでは、「時宜に適い、これまで知らなかつたことがわかり勉強になった」「普段報道されない職場から見た今日の年金問題、特に、職員の苦労がよくわかつた」「資料をじっくり見てもっと勉強したい」という感想があつた反面、「職員の立場からの話しが目立ち、期待していた年金制度そのもの、支給手続きなどの問題点やその解決に向けての話しが少なかった」という意見もあり、受け止め方は多様でした。また、質疑時間をもっととって欲しかったとの意見もありました。

団体・政党・国会議員・県議会議員のみなさまからのメッセージ・祝電 →



## 「消費者ネットおかやま」のご紹介

「消費者ネットおかやま」は、会員加入を呼びかけています。(年会費1口：個人3千円、団体1万円)

加入会員は、10月末で、個人会員53人(71口)、団体会員6団体(48口)となりました。

消費者被害はあとを絶たず、悪質業者の「不当な勧誘行為」や「不当な契約条項」などのトラブルに接している方は増えています。身近なところでの情報を寄せください。会員でなくても情報を提供ください。

「消費者ネットおかやま」は、消費者被害を未然に防ぐために、例えば、消費者の視点で「正当な約款」を作ろうと努力される事業者のみなさまのご相談にもお応えします。

11月17日(土)は、消費者被害なんでも相談会(無料)を「きらめきプラザ」で実施します。気軽にお越しください。弁護士、司法書士、建築士、消費生活相談員など専門家がお応えします(10時～15時)。

電話086-235-3035でも受け付けます。

# 会員生協トピックス

## 【おかやまコープ】

「新潟県中越沖地震」(7/16発生)緊急募金に

5. 225, 333円が寄せられました。

おかやまコープでは地震が発生した翌週から、店舗では募金箱で、共同購入では配送時に担当者からの声かけとOCR募金の呼びかけチラシを全組合員に配布し、緊急募金に取り組みました。

時宜を得た取り組みであったことと組合員の助け合いの気持ちが活かされ多くの募金が寄せられました。



↑被災地では……(写真提供 日生協)

おかやまコープが「均等・両立推進企業表彰」のファミリー・フレンドリー部門で

## 厚生労働大臣優良賞を受賞しました。



この賞は、男女がともに働きやすい職場づくりに努める企業をたてるもので、全国で唯一の受賞となりました。

厚労省のHPによると、おかやまコープでは、「きめ細かな両立支援制度で職員が働き続けられる職場環境づくり」がすすめられており、育児・介護休業制度・勤務時間短縮の措置等々の制度整備と運用が評価されています。



授与式の様子(写真上)とおかやまコープ三橋理事長(中)  
種などを理由に、月に2日まで賃金が減額されずに遅刻や早退ができたり、育児・介護休業法が取れる制度を設けています。

おかやまコープは、今年5月、「次世代育成支援対策推進法」にもとづく岡山県下初の認定起業となり、世代育成支援対策に取り組んできました。

## 【倉敷医療生協】

### 水島協同病院栄養科が県知事賞を受賞

8月8日、岡山シンフォニーホールで開催された岡山県給食事業者研修会で、水島協同病院栄養科代表に県知事賞が授与されました。

この賞は給食管理運営の重要性を深く認識し、多年にわたりその推進に貢献をした優良施設に贈られるものです。これからも研究や創意工夫を重ね、患者さまに喜ばれる病院給食を提供していきます。



### ヘルスチャレンジ 60日間がんばります

ひよこ教室に参加しているかりんちゃん(写真左)は家族そろって「さわやか歯ミンぐ」コースに挑戦。康成くん(写真右)は「今日も元気で朝食」コースに挑戦します。

どちらも元気いっぱいの1歳4ヶ月です。  
これから60日間ヘルスチャレンジがんばります。

# 会員生協トピックス

## 【学校生協】

### アグネス・チャン講演会 (@ピュアリティまきび)

開催日 2007年8月18日（土）

#### 演題 「みんな地球に生きる人」

岡山県学校生活協同組合創立60年を記念し、アグネス・チャンさんを講師に招いて講演会を開催しました。

講演は、巧みな話術と時おり歌もまじえての、笑いあり涙ありの一時間半でした。



## 【岡山県労済生協】

07年9月26日、ホテルグランヴィア岡山にて

### 全労済 岡山県本部事務担当者研修会を開催しました。



200名を超える出席者で、研修会は成功裏に終了しました。

## 【岡山医療生協】

### 組合員が55,000人を突破しました。

岡山医療生協は、10月1日から始まった生協強化月間のとりくみで、(10/2に) 55,000人の組合員を達成することができました。

岡山医療生協は、1952年に設立され約300人の組合員から事業をはじめました。これまで様々な困難に直面してきましたが、地域の組合員の共同の力に支えられてここまで医療生協に発展してきました。

また、このたび医療生協の事業所が一目でわかる、医療生協「安心のネットワーク」(事業所一覧)を作成しました。(写真下)



↑ 55,000人目の方には川崎組織委員長(左)から花束が贈られました

このパンフレットは、医療・介護・福祉の幅広い事業を行っている事業所をはじめ、密に連携をとっている岡山中央福祉社会の事業所、新しく動き始めた「助け合いの会“きずな”」も紹介しています。

# 会員生協トピックス

## 【グリーンコープおかやま】

グリーンコープ生協おかやまは7月21日（土）、22日（日）の2日間、吉備中央町にある

グリーンコープ国産牛の生産者「イサミ吉備高原牧場」で牧場体験をしました。



15人限定の企画で行いました。  
参加した子どもたちは牧場が初めて。  
牛とのふれあい、お世話を通じて  
生産者の苦労や牧場の楽しさを味わ  
いました。  
グリーンコープ生協おかやまのこ  
の取り組みは今年で2年目となりま  
す。



## 【JFE コープ】

9月29日（土）、産地見学ツアーで当生協の人気商品である讃岐うどん「さぬき丸一製麺」工場の見学を行いました。大歩危（川下り）、かずら橋、豪華昼食をいただき、楽しい一日を組合員さんと過ごし、親睦を深めました。

総社地区で、10月 5日（金）、葬祭セミナーを実施>

葬祭センター「エヴァホールいのうえ」の後援を受け、総社地区にて開催しました。（写真右）

参加者は真剣に講義を受け、葬祭ホールの見学を行いました。  
予定の時刻をオーバーして質問が出され、有意義なセミナーとなりました。



## 【津山医療生協】

### 患者会旅行

10月18日（木）、患者会の小旅行が行われました。



年1回の旅行で行き先はバスで1時間位の距離の所です。  
今回の行き先は湯原温泉です。行き先で医療生協の「患者の権利章典」の学習会も行われました。（写真左）

### お涼み会

8月18日（土）、地元公民館で恒例のお涼み会が行われました。

例年より1ヶ月遅れとなりましたが残暑もあり多くの方が踊りや、ゲームと夏の夜の涼を満喫していました。（写真右）



## 【三井造船生協】

9月2日(日)に行われた

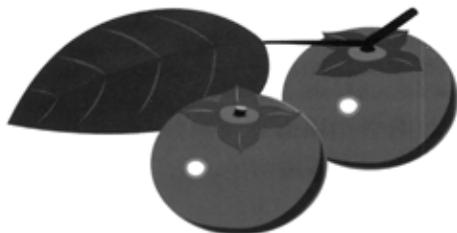
### 「児島湖流域清掃大作戦」に、

今年も家庭会環境委員会から12名が参加して、  
八浜町元川周辺の清掃を行いました。



## 岡山県生協連は

10月16日、岡山県に「要望書」を提出しました。



「要望書」を手渡す安場県生協連会長(右)、左は松尾 光義県民生活課長

以下は、要望内容の要旨です。

### 1. 生協の育成・強化について

- ① 消費生活協同組合運営指導委託料の引き上げを。
- ② 県消費生活協同組合資金貸付制度について、金利引き下げ、運用しやすい条件整備を。

### 2. 消費者行政について

- ① 消費生活基本計画の検証・評価・監視を毎年次実施と必要な見直し。及び消費者の意見反映の場の設置を。
- ② 県内の市町村における消費生活に関する相談窓口業務について、いっそうの支援、指導を。
- ③ 県内の団体訴権を担おうと準備している消費者組織への情報提供、財政等の支援施策を。
- ④ 消費者団体とも連携して、消費者啓発活動、学校、会社等への消費者教育システムを取り入れて。

### 3. 食の安全について

- ① 「食育推進計画」「食の安全推進計画」の浸透を図るためにも、リスクコミュニケーションで相互理解の促進を。
- ② 県民・消費者の「安心して牛肉を食べられる」信頼維持のためにも、全頭検査の継続と検査費用の国負担を。
- ③ 食中毒、各種食品検査結果等のほか、健康食品等の監視、適正表示に関する指導の強化を。
- ④ 消費者と生産者の信頼確保のため、「農産物トレーサビリティシステム」と「GAP 手法」の周知支援施策を。
- ⑤ 食品衛生監視指導計画に基づく監視指導について、県民の食品安全確保の関心を高める施策強化を。

### 4. 災害対策について

- ① 災害協定締結団体との定期協議で、例えば、緊急物資の点検と必要な見直し、緊急時における情報連絡(行政窓口確認)など実践的視点での相互確認可能な態勢を。
- ② 発災時における通信手段(相互連絡)の整備と県と民間(企業等)との防災システムの連携を。

### 5. 環境対策について

- ① 地球温暖化対策やゴミの減量化、マイバッグ持参運動など県民参加型で、実効性の伴う啓発運動の強化を。
- ② レジ袋の削減につながる取り組みで、市町村との協力のもと企業等への指導や広報活動等施策の具体化を。
- ③ 県のアースキーパーメンバーシップ、マイバッグ運動、もったいないごみゼロコンテスト等の事業評価の結果とその公表、必要な見直しを。

### 6. 保健・医療・福祉・介護・少子化対策について

- ① 高齢者に負担増と差別的医療を持ち込む「後期高齢者医療制度」について、中止・撤回するよう国に要望を。
- ② 入院時食事療養費負担金への助成対象として、重度身体障害者・特定疾患・ひとり親・乳幼児など公費減免の対象の方へも枠を広げて。
- ③ 障害者自立支援法に関するすべての利用者負担を、本人の応能負担にするよう国に働きかけて。
- ④ 少子化対策のためにも、産科、小児救急などの医療体制を市町村の実態に即して整備・充実を。

### 7. 産消提携、地産地消運動について

- ① 食の安全・安心と食育推進のためにも、生産者や産地の支援、消費者との交流の促進等について、積極的に推進し、地産地消の取り組みの強化を。
- ② 県内における食料自給率(自給力)向上のための実効ある具体的施策を。

# 改正生協法で 生協運営は何がかわる？

主項目	項目説明	法律上のルール
1 理事会の権限が強化・明確化された	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 従来からの実践を踏まえて、機動的な生協運営を図るために、理事会が法定され、その権限が強化・明確化された。</li> <li>● それに伴い、理事会運営や議事録についても細かいルールが設けられた。</li> </ul>	<p><b>理事会の権限の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・借入金最高限度額が総(代)会議決事項から理事会の判断事項となる。</li> </ul> <p><b>理事会運営のルール</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理事会が代表理事を選任する(他の理事は代表権がない)。</li> <li>・理事1名でも、必要な場合は理事会招集を請求できる。</li> <li>・理事会議事録は、出席者全員の署名・記名押印が必要。</li> <li>・理事と生協との利害が対立する取引は理事会の議決事項。</li> </ul>
2 監事の権限と独立性が強化された	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 理事の職務執行を監査する監事の権限は、従来よりも格段に強化された。</li> <li>● また、監事が理事会などから影響を受けずに、監査の権限をより効果的に発揮できるための措置がさまざまに講じられた。</li> </ul>	<p><b>監事の権限の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・決算書類の監査、理事会への出席と意見陳述のほか、権限の強化として</li> <li>・総(代)会提出議案・書類の調査</li> <li>・理事の不正行為の差止請求権</li> </ul> <p><b>監事の独立性保障</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理事・監事の任期は定款で定めるが、理事の任期は理事の任期は2年以内で定めるのに対し、監事は4年以内で定めることができる。</li> <li>・監事の選任議案に関する同意権、選任・解任時の総代会での意見陳述などが定められている。</li> <li>・監事の報酬は理事の報酬と分けて総(代)会で決定する。</li> <li>・監査費用の前払いを請求できる。</li> </ul> <p><b>監査の体制の強化</b></p> <p>負債総額200億円以上の大規模生協では、常勤監事の設置が義務づけられた。</p>
3 役員(理事、監事)の責任が明確に 役員体制・選出方法の選択肢が増えた		<p><b>役員の責任の明確化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役員の生協に対する責任を明確化。同時に総代会の特別決議で損害賠償責任を下記の限度まで軽減できる制度も導入されている。</li> <li>・代表理事…基礎額の6倍、他の理事同4倍、監事同2倍 (基礎額は役員報酬等の1年分)</li> </ul> <p><b>役員体制・選出方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・員外理事枠が定数の5分の1から3分の1に拡大</li> <li>・組合員以外から監事を選出できる。</li> <li>・選挙方式のほか、「選任方式」も採用可(役員名簿の一括提案・採決)</li> </ul>
4 開示制度、第三者の関与の義務づけ、組合員の直接請求権などが定められた	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 開かれた運営を支える開示制度の充実と併せて、大規模生協での員外監事の義務づけなど、生協運営に対する有識者など第三者の関与についても規定された。</li> <li>● もしものときのチェック機能として、組合員の直接請求権が強化された。</li> </ul>	<p><b>開示制度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総(代)会議事録…従来から開示、記載事項などが明確化。</li> <li>・理事会議事録…正当な理由がない限り、開示しなければならない。</li> <li>・決算関係書類…種類や記載事項、記載方法など充実が図られた。</li> <li>・組合員名簿…正当理由がある場合の開示拒否など、開示手続きの整備。</li> </ul> <p><b>組合員の直接請求権</b></p> <p>機関運営がうまく機能せず、不適正な運営が是正されない場合のチェックシステムとして、会計帳簿の閲覧請求権や訴権が導入され、組合員が直接に是正をはかることができる手段が充実した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組合員の3%以上による会計帳簿などの閲覧請求権の導入。</li> <li>・組合員の訴権の導入。</li> </ul> <p><b>員外監事設置の義務づけ</b></p> <p>負債総額200億円以上の大規模生協では、経営から独立した員外監事の設置が義務づけられた。</p>

その他…大規模な共済生協では、公認会計士による外部監査が義務づけられた。

解散・合併が(総会ではなく)総代会で議決できるようになった。